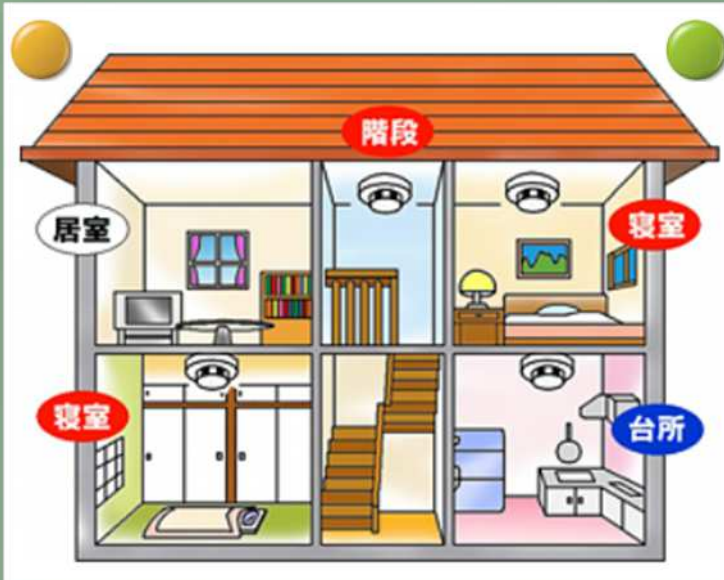


すべての住宅に住宅用火災警報器の

設置が義務となっています！



義務があるのは「寝室」と「寝室のある階の階段」です。

この絵の ● は、設置義務がある場所です。● は、設置をおすすめする場所です。



「取り付けが困難な方（※1）は、消防職員が、
住宅用火災警報器の設置を無料でお手伝いいたします。」

ご希望の方は、下呂市消防本部予防課へお電話ください。

なお、住宅用火災警報器（※2）は、ご自身で用意していただく必要があります。

※1 住宅用火災警報器設置サポート（事業）の対象は下記の世帯です。

市内在住の75歳以上の方のみの世帯、障がい者世帯、及び設置困難な理由がある世帯

※2 住宅用火災警報器は、家電量販店やホームセンターなどで販売しています。

消防職員が直接販売や斡旋をすることはありません。

下記 QR コードからイラスト動画が視聴できます。是非ごらんください（約5分）

ご不明な点は、下呂市消防本部予防課までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

下呂市消防本部 予防課 ☎ 0576-25-6188



寝たきり・ひとり暮らしの高齢者の方（市民税非課税世帯の方）や、障がいのある方（在宅の下肢、聴覚、視覚若しくは体幹機能障がい2級以上の方）などについては、火災警報器の購入補助が利用できる可能性があります。詳しくは高齢福祉課（53-0153）または社会福祉課（52-3936）へお問い合わせください。